

いつもお世話になります。

今年も残り2カ月となりました。早いものですね。

近隣の木々も紅葉してきました。休日は近くにあるグランドまで歩いて行って季節の変化を感じています。

今月もよろしく願いいたします。



私たちが感銘を受けた

先人の言葉

決断とは、目的を見失わない
決心の維持にはかならない

（ドワイト・アイゼンハワー）

カキクケコの精神

「カ」は感謝することに照れない
「キ」は緊張感を楽しむ
「ク」はくつろぐ
「ケ」決断力
「コ」は好奇心を持ち続けること



～元気手帳より～

今月のいろいろ「掲示板」

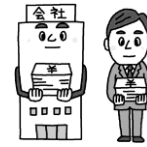
【山本屋本店と山本屋総本家】

名古屋に出張の機会があると、好んで味噌煮込みうどんを食べます。タイトルにあるように、山本屋には2つのお店があります。創業等の違いがあるようですが、店内で食べる時は山本屋本店、お土産はJR高島屋に入っていて便利がいいところから山本屋総本家と勝手に区分しています。どちらも美味しく、これからの季節は足を運ぶ機会が多くなりそうです。（青木）



知っところ！「税務のマメ知識」

配偶者特別控除と年末調整



まもなく令和2年分の年末調整が本格化する時期を迎えます。平成30年度改正等で令和2年分以後の所得税から基礎控除額の10万円引上げ等の改正事項が集中する中、配偶者特別控除の対象となる合計所得金額要件も引き上げられます（[所法83の2①](#)）。

配偶者特別控除は、給与所得者等の合計所得金額が1,000万円を超える場合は適用されず、給与所得者等の合計所得金額（①900万円以下、②900万円超950万円以下、③950万円超1,000万円以下）の3区分と、配偶者の合計所得金額の9区分に応じて控除額が異なります。

平成30年度税制改正で給与所得控除から基礎控除へ控除額が10万円振り替えられたことに伴い、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額要件が48万円超133万円以下（改正前：38万円超123万円以下）とされました。その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の9区分で、それぞれ10万円ずつ引き上げられています。

合計所得金額が引き上げられたとはいえ、配偶者が給与所得のみの場合は、給与等の年間の収入ベースを見ると従来と同じ103万円超201万5,999円以下までが対象となる。今年の年末調整から、給与所得者が配偶者特別控除の適用を受ける場合には、給与所得者の基礎控除申告書と所得金額調整控除申告書との兼用様式となった「令和2年分 給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出することも変更点です。

なお、令和元年度改正により居住者の配偶者が、給与等又は公的年金等の源泉徴収における源泉控除対象配偶者に係る控除の適用については、夫婦のいずれか一方しか適用できないなど二重適用を排除する措置が講じられています（[所法83の2②等](#)）。

引用；週刊税務通信 3627号

事務所あれこれ日記

【TKC 巡回監査士補試験】

先日、TKC巡回監査士補の試験が行われました。全6科目を1科目ずつ毎年コツコツと受けさせてもらっていますが、今年は相続税を受験しました。オンデマンドで10時間ほど研修したのちテキストと例題集で学習していきます。これから少しずつ積み重ねていけたらと思います。



AOKI LICENSED TAX ACCOUNTANT OFFICE

青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話:058-260-4310

FAX:058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com

